

一 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一編 「略」</p> <p>第二編 財務諸表</p> <p>「第一章・第二章 略」</p> <p>第三章 損益計算書</p> <p>「第一節〳第六節 略」</p> <p>第七節 雑則（第九十六条―第九十八条の三）</p> <p>「第四章〳第七章 略」</p> <p>「第三編〳第六編 略」</p> <p>附則</p> <p>（リースに関する注記）</p> <p>第八条の六 リースについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一編 「同上」</p> <p>第二編 「同上」</p> <p>「第一章・第二章 同上」</p> <p>第三章 「同上」</p> <p>「第一節〳第六節 同上」</p> <p>第七節 雑則（第九十六条―第九十八条の二）</p> <p>「第四章〳第七章 同上」</p> <p>「第三編〳第六編 同上」</p> <p>附則</p> <p>（リース取引に関する注記）</p> <p>第八条の六 ファイナンス・リース取引（リース契約に基づくリース期間の途中において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（次項において「解約不</p>

一 財務諸表提出会社が借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する企業をいう。以下この項、第八条の三十第一項及び第二項並びに第十六条の二第一項において同じ。）である場合、次のイからハまでに掲げる情報の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 会計方針に関する情報 次に掲げる会計処理を行った場合には、その旨及び当該会計処理の内容

(1) リースを構成する部分とリースを構成しない部分とを区分せずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分とする会計処理

(2) 指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料に関する例外的な会計処理

(3) 借地権の設定に係る権利金等に関する会計処理

ロ リース特有の取引に関する情報 次に掲げる事項

(1) 次に掲げる事項（貸借対照表において区分して表示していないものに限る。）

イ 使用権資産（借手が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。）の帳簿価額について、対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の貸借対照表の科目ごとの金額

ロ イ(2)に掲げる会計処理を行った場合には、当該会計処理を行ったリースに係るリース負債が含まれる科目及び

能のリース取引」という。）で、当該リース契約により使用する物件（以下「リース物件」という。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならぬ。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 財務諸表提出会社がリース物件の借主である場合

イ 当事業年度末におけるリース資産の内容

ロ リース資産の減価償却の方法

二 財務諸表提出会社がリース物件の貸主である場合

イ 当事業年度末におけるリース投資資産に係るリース料債権（将来のリース料を收受する権利をいう。以下この号において同じ。）部分の金額及び見積残存価額（リース期間終了時に見積られる残存価額で借主又は第三者による保証のない額をいう。）部分の金額並びに受取利息相当額

ロ 当事業年度末におけるリース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額について、貸借対照表日後五年内における一年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後五年超の回収予定額

2 当事業年度末におけるオペレーティング・リース取引（リース取引のうち、ファイナンス・リース取引以外のものをいう。）の

当該リース負債の金額

イ(3)に掲げる会計処理を行った場合であつて、かつ、  
権利金等の減価償却を行わなかつたときは、償却して  
ない旧借地権(借地借家法(平成三年法律第九十号)附  
則第二条の規定による廃止前の借地法(大正十年法律第  
四十九号)の規定により設定された借地権をいう。イに  
おいて同じ。)の設定に係る権利金等又は普通借地権(定  
期借地権(借地借家法第二条第一号に規定する借地権  
で同法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第二項  
並びに第二十四条第一項の規定の適用を受けるものをい  
う。イ以外の借地権(旧借地権を除く。)をいう。)の  
設定に係る権利金等が含まれる科目及び当該権利金等の  
金額

(2) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロ  
に定める事項(損益計算書において区分して表示していな  
いものに限る。)

イ 短期リース(リース開始日において、借手のリース期  
間が十二月以内であり、購入オプションを含まないリー  
スをいう。)について、リース開始日に使用権資産及び  
リース負債を計上せず、借手のリース料を借手のリース  
期間にわたつて費用として計上する場合 当該短期リー  
スに係る費用の発生額が含まれる科目及びその発生額(借  
手のリース期間が一月以内のリースに係る費用及び少

うち解約不能のリース取引については、当該解約不能のリース取  
引に係る未経過リース料の金額を一年内のリース期間に係る金額  
及びそれ以外の金額に区分して注記しなければならない。ただし  
、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる  
。

3 転リース取引(リース物件の所有者から物件のリースを受け、  
さらに当該物件をほぼ同一の条件で第三者にリースする取引をい  
う。以下この項において同じ。)であつて、借主としてのリース  
取引及び貸主としてのリース取引がともにファイナンス・リース  
取引に該当する場合において、財務諸表提出会社が転リース取引  
に係るリース債権若しくはリース投資資産又はリース債務につい  
て利息相当額を控除する前の金額で貸借対照表に計上していると  
きには、当該リース債権若しくはリース投資資産又はリース債務  
の金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいもの  
については、注記を省略することができる。

4 前各項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を  
作成している場合には、記載することを要しない。

額リースに係る費用の発生額を除く。)

借手の変動リース料をリース負債に含めない場合 当  
該変動リース料に係る費用の発生額が含まれる科目及び  
その発生額

(3) セール・アンド・リースバック取引（売手である借手が  
資産を買手である貸手（リースにおいて原資産を使用する  
権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する企業をいう  
。以下この項及び第九十八条の三において同じ。）に譲渡  
し、売手である借手が買手である貸手から当該資産をリー  
スする取引をいう。(3)において同じ。)については、次の  
①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③ま  
でに定める事項

① セール・アンド・リースバック取引から生じた売却損  
益を損益計算書において区分して表示していない場合  
当該売却損益が含まれる科目及び当該売却損益の金額

② 資産の譲渡とリースバックを一の取引とみて、金融取  
引として会計処理を行った場合 当該会計処理を行った  
資産がある旨並びに当該資産の科目及びその金額

③ ①の会計処理以外の会計処理を行った場合 当該セー  
ル・アンド・リースバック取引の主要な条件

(4) サブリース取引（原資産が借手から第三者にさらにリー  
スされ、当初の貸手と借手との間のリースが依然として有  
効である取引をいう。(4)において同じ。)については、次

の(一)から(三)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(一)から(三)までに定める事項

(一) 使用権資産のサブリースによる収益を損益計算書において区分して表示していない場合 当該収益が含まれる科目及び当該収益の金額

(二) ヘッドリース(サブリース取引における当初の貸手と借手との間のリースをいう。(4)において同じ。)における借手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合のサブリース取引について計上した損益を、損益計算書において区分して表示していない場合 当該損益が含まれる科目及び当該損益の金額

(三) 転リース取引(サブリース取引のうち、ヘッドリースの原資産の所有者から当該原資産のリースを受け、さらに同一資産を概ね同一の条件で第三者にリースする取引をいう。)に係るリース債権又はリース投資資産及びリース負債を利息相当額を控除する前の金額で計上する場合であつて、かつ、当該リース債権又はリース投資資産及びリース負債を貸借対照表において区分して表示していない場合 当該リース債権又はリース投資資産及びリース負債が含まれる科目並びにそれぞれの金額

ハ 当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報 次に掲げる事項

(1) リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額(少額

リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額を除く。

①  
② 使用権資産の増加額

③ 使用権資産に対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の貸借対照表に表示する科目ごとの使用権資産に係る減価償却の金額

二 財務諸表提出会社がファイナンス・リース（契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が原資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該原資産の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。以下同じ。）の貸手である場合 次のイ又はロに掲げる情報の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ リース特有の取引に関する情報 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

(1) リース債権及びリース投資資産に関して、貸借対照表において次の①又は②に掲げる事項を区分して表示していない場合 次の掲げる事項

① リース債権について、リース料債権（将来のリース料を収受する権利をいう。イ(1)並びにロ(3)及び(4)において同じ。）部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）及び受取利息相当額

② リース投資資産について、リース料債権部分及び見積

残存価額部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）並びに受取利息相当額

(2) リース債権及びリース投資資産に含まれない将来の業績等により変動する使用料に係る収益を損益計算書において区分して表示していない場合 当該収益が含まれる科目及び当該収益の金額

ロ 当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報 次に掲げる事項

(1) リース債権の残高に重要な変動がある場合には、その内容

(2) リース投資資産の残高に重要な変動がある場合には、その内容

(3) リース債権に係るリース料債権部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）について、貸借対照表日後五年内における一年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後五年超の回収予定額

(4) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）について、貸借対照表日後五年内における一年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後五年超の回収予定額

三 財務諸表提出会社がオペレーティング・リース（ファイナンス・リース以外のリースをいう。以下同じ。）の貸手である場合 次に掲げる事項

- イ リース特有の取引に関する情報として、オペレーティング・リースに係る貸手のリース料に含まれない将来の業績等により変動する使用料に係る収益を損益計算書において区分して表示していない場合には、当該収益が含まれる科目及び当該収益の金額
- ロ 当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報として、オペレーティング・リースに係る貸手のリース料に係る貸借対照表日後五年内における一年ごとの受取予定額及び貸借対照表日後五年超の受取予定額
- 2 前項各号に掲げる事項は、この編の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。
- 3 第一項第一号ロ及びハ、第二号並びに第三号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、当該事項の記載を省略することができる。
- 4 第一項第一号イに掲げる事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。
- 5 第一項第一号ロ(1)イに掲げる事項は、貸借対照表の科目との関係が明らかである場合には、より詳細な区分により使用権資産の帳簿価額の金額を注記することを妨げない。
- 6 第一項第一号ハ(3)に掲げる事項は、貸借対照表に表示するであろう科目との関係が明らかである場合には、より詳細な区分によ

り使用権資産に係る減価償却の金額の注記を行うことを妨げない。

7 第一項第二号イ(1)に掲げる事項は、リース債権の期末残高の、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号イ(1)〔一〕及び〔二〕を合算して注記することができる。

8 第一項第二号ロに掲げる事項は、リース債権の期末残高の、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号ロ(1)及び(2)又は(3)及び(4)に掲げる事項をそれぞれ合算して注記することができる。

(金融商品に関する注記)

第八条の六の二 金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならぬ。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 「略」

二 金融商品(リース負債を除く。)の時価に関する次に掲げる事項

「イ〜ニ 略」

三 金融商品(前号の規定により注記した金融商品に限る。以下この号において同じ。)の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、その内訳に関する次に掲げる事項

(金融商品に関する注記)

第八条の六の二 「同上」

一 「同上」

二 金融商品の時価に関する次に掲げる事項

「イ〜ニ 同上」

三 「同上」

イ 「略」

ロ 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
（リース債権及びリース投資資産を除く。ロにおいて同じ。  
）の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項  
目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

〔1〕～〔3〕 略

〔ハ・ニ 略〕

〔2〕～〔8〕 略

9 社債、長期借入金、リース負債及びその他の負債であつて、金  
利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期  
間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額  
が第二百二十一条第一項第三号に規定する社債明細表又は同項第四  
号に規定する借入金等明細表に記載されている場合には、その旨  
の注記をもつて代えることができる。

10 「略」

（賃貸等不動産に関する注記）

第八条の三十 賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の  
不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として  
所有又は使用権資産の形でリースの借手が保有する不動産をいう  
。以下この条及び第二百三十九条において同じ。）がある場合に  
は、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等

イ 「同上」

ロ 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目  
ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

〔1〕～〔3〕 同上

〔ハ・ニ 同上〕

〔2〕～〔8〕 同上

9 社債、長期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金  
利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期  
間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額  
が第二百二十一条第一項第三号に規定する社債明細表又は同項第四  
号に規定する借入金等明細表に記載されている場合には、その旨  
の注記をもつて代えることができる。

10 「同上」

（賃貸等不動産に関する注記）

第八条の三十 賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の  
不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として  
所有する不動産をいう。以下この項及び第二百三十九条において  
同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。  
ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、  
注記を省略することができる。

不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

「一〇四 略」

2 前項の規定にかかわらず、使用権資産の形でリースの借手が保有する賃貸等不動産については、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を注記しなければならない。この場合において、同項第二号の規定による注記は、所有する賃貸等不動産の注記とは区別して記載しなければならない。

3 第一項第二号の賃貸等不動産の貸借対照表計上額について、貸借対照表における科目との関係が明らかでない場合には、その関係を注記しなければならない。

4 前三項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第十六条の二 所有権移転ファイナンス・リース（契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が借手に移転すると認められるファイナンス・リースをいう。以下同じ。）におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース（所有権移転ファイナンス・リース以外のファイナンス・リースをいう。以下同じ。）におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）は、流動資産に属するものとする。

「一〇四 同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

2 前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第十六条の二 所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。以下同じ。）におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）は、流動資産に属するものとする。

2 所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち、通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するものは、流動資産に属するものとする。

(流動資産の区分表示)

第十七条 「略」

〔2〕4 略〕

5 第一項の規定にかかわらず、同項第四号及び第五号に掲げる項目に属する資産のそれぞれについては、同項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる項目に属する資産を含めて表示することができる。この場合においては、同項第四号及び第五号に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。

6 第一項及び前項の規定にかかわらず、第一項第四号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及び同項第五号に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する資産と一括して表示することができる。

7 前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第一項第四号及び第五号に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる項目に属する資産を含めて表示することができる。この場合においては、同項第四号及び第

2 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するものは、流動資産に属するものとする。

(流動資産の区分表示)

第十七条 「同上」

〔2〕4 同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

五号に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当該資産の金額を注記しなければならない。

(有形固定資産の範囲)

第二十二條 次に掲げる資産（第一号から第八号までに掲げる資産にあつては、営業の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。

〔一〇七 略〕

八 使用権資産（対応する原資産が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。）

〔九・十 略〕

(有形固定資産の区分表示)

第二十三條 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

〔一〇七 略〕

八 使用権資産（対応する原資産が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。）

〔九・十 略〕

2  
〔略〕

(有形固定資産の範囲)

第二十二條 次に掲げる資産（ただし、第一号から第八号までに掲げる資産については、営業の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。

〔一〇七 同上〕

八 リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。）

〔九・十 同上〕

(有形固定資産の区分表示)

第二十三條 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

八 リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。）

〔九・十 同上〕

2  
〔同上〕

3 第一項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる項目に属する資産については、同項各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

（減価償却累計額の表示）

第二十五条 第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、使用権資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、次条の規定による場合のほか、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもつて掲記しなければならない。ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して掲記することを妨げない。

第二十六条 第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、使用権資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。この場合においては、当該減価償却累計額は、当該各資産の資産科目別に、又は一括して注記しなければならない。

2 「略」

（無形固定資産の範囲）

3 第一項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる項目に含めることができる。

（減価償却累計額の表示）

第二十五条 第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、リース資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、次条の規定による場合のほか、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもつて掲記しなければならない。ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して掲記することを妨げない。

第二十六条 第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、リース資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。この場合においては、当該減価償却累計額は、当該各資産の資産科目別に、又は一括して注記しなければならない。

2 「同上」

（無形固定資産の範囲）

第二十七条 次に掲げる資産は、無形固定資産に属するものとする。

〔一〇十一 略〕

十二 使用権資産（対応する原資産が第二号から第七号まで、第九号から前号まで及び第十四号に掲げるものである場合に限る。）

〔十三・十四 略〕

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

〔一〇九 略〕

十 使用権資産（対応する原資産が第二号から第六号まで、第八号、前号及び第十二号に掲げるものである場合に限る。）

〔十一・十二 略〕

2 〔略〕

3 第一項の規定にかかわらず、同項第十号に掲げる項目に属する資産については、同項各号（第一号、第七号、第十号及び第十一号を除く。）に掲げる項目に属する資産を含めて表示することが

第二十七条 〔同上〕

〔一〇十一 同上〕

十二 リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第二号から前号まで、次号及び第十四号に掲げるものである場合に限る。）

〔十三・十四 同上〕

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条 〔同上〕

〔一〇九 同上〕

十 リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第二号から前号まで、次号及び第十二号に掲げるものである場合に限る。）

〔十一・十二 同上〕

2 〔同上〕

3 第一項の規定にかかわらず、同項第十号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号（第一号及び第十号を除く。）に掲げる項目に含めることができる。

できる。

(投資その他の資産の範囲)

第三十一条 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。

「一〇五 略」

六 使用権資産（対応する原資産が次号に掲げるものである場合に限る。）

七 「略」

第三十一条の三 所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち第十六条の二に規定するもの以外のもは、投資その他の資産に属するものとする。

(投資その他の資産の区分表示)

第三十二条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならぬ。

「一〇十三 略」

十四 使用権資産（対応する原資産が次号に掲げるものである場合に限る。）

十五 「略」

(投資その他の資産の範囲)

第三十一条 「同上」

「一〇五 同上」

「号を加える。」

六 「同上」

第三十一条の三 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第十六条の二に規定するもの以外のもは、投資その他の資産に属するものとする。

(投資その他の資産の区分表示)

第三十二条 「同上」

「一〇十三 同上」

「号を加える。」

十四 「同上」

2 「略」

3 第一項の規定にかかわらず、同項第十四号に掲げる項目に属する資産については、同項第十五号に掲げる項目に属する資産を含めて表示することができる。

第三十三条 第三十二条第一項第十五号の資産のうち、投資不動産

(投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産をいう。)、  
一年内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が  
資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す  
名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第四十八条の二 リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの  
は、流動負債に属するものとする。

(流動負債の区分表示)

第四十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従  
い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。  
ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その  
金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについて  
は、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければ  
ならない。

「一〇三 略」

2 「同上」

「項を加える。」

第三十三条 第三十二条第一項第十四号の資産のうち、投資不動産

(投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産をいう。)、  
一年内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が  
資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す  
名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第四十八条の二 ファイナンス・リース取引におけるリース債務の  
うち、一年内に期限が到来するものは、流動負債に属するもの  
とする。

(流動負債の区分表示)

第四十九条 「同上」

「一〇三 同上」

四|| リース負債

〔五〇十四 略〕

〔二〇五 略〕

6|| 第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第四号を除く。）に掲げる項目に属する負債を含めて表示することができる。この場合においては、同項第四号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

第五十一条の二 リース負債のうち、第四十八条の二に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

（固定負債の区分表示）

第五十二条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

〔一〇三 略〕

四|| リース負債

〔五〇十 略〕

〔二〇三 略〕

4|| 第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第四号を除く。）に掲げる項目に属

四|| リース債務

〔五〇十四 同上〕

〔二〇五 同上〕

〔項を加える。〕

第五十一条の二 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、第四十八条の二に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

（固定負債の区分表示）

第五十二条 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四|| リース債務

〔五〇十 同上〕

〔二〇三 同上〕

〔項を加える。〕

する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第四号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

(営業外費用の表示方法)

第九十三条 営業外費用に属する費用は、支払利息、リース負債に係る利息費用、社債利息、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失(第八十七条の規定により販売費として記載されるものを除く。)、有価証券売却損その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

2 前項の規定にかかわらず、リース負債に係る利息費用については、同項に規定する他の項目に属する費用に含めて表示することができる。この場合においては、当該利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記しなければならない。

(リースに係る収益及び損益の表示方法)

第九十八条の三 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(営業外費用の表示方法)

第九十三条 営業外費用に属する費用は、支払利息、社債利息、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失(第八十七条の規定により販売費として記載されるものを除く。)、有価証券売却損その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

「項を加える。」

「条を加える。」

一 ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。第三百三条の二において同じ。）

二 ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

三 オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。第三百三条の二において同じ。）

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益のそれぞれについては、他の収益又は損益の科目に含めて表示することができる。この場合においては、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益が含まれる科目及び当該収益又は損益の金額をそれぞれ注記しなければならない。

（キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第百十九条 「略」

2 前項第三号に掲げる非資金取引とは、社債の償還と引換えによる新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、使用権資産の取得、株式の発行等による資産（現金及び現金同等物を除く。）の取得及び合併、現物出資による株式の取得又は資産の交換、その他資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌事業年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

（特定事業を営む会社の附属明細表）

（キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第百十九条 「同上」

2 前項第三号に掲げる非資金取引とは、社債の償還と引換えによる新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、株式の発行等による資産（現金及び現金同等物を除く。）の取得及び合併、その他資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌事業年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

（特定事業を営む会社の附属明細表）

第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については、作成を要しない。

〔一〇六の二 略〕

七 電気事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

〔イホ 略〕

へ 借入金、長期未払債務、リース負債、雑固定負債及びコマ

ーシヤル・ペーパー明細表

ト 〔略〕

〔八十三 略〕

第二百二十五条 当該事業年度期首及び当該事業年度末における短期借入金、長期借入金、リース負債及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。）の金額が当該事業年度期首及び当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、第二百十一条第一項第四号の附属明細表の作成を省略することができる。

第二百二十二条 〔同上〕

〔一〇六の二 同上〕

七 〔同上〕

〔イホ 同上〕

へ 借入金、長期未払債務、リース負債、雑固定負債及びコマ

ーシヤル・ペーパー明細表

ト 〔同上〕

〔八十三 同上〕

第二百二十五条 当該事業年度期首及び当該事業年度末における短期借入金、長期借入金、リース負債及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。）の金額が当該事業年度期首及び当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、第二百十一条第一項第四号の附属明細表の作成を省略することができる。

(各資産の範囲)

第百五十九条 第十五条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一條から第三十一條の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、第十五條から第十六條の二までの規定中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(リースに関する注記)

第二百二十條 第八條の六の規定は、リースについて準用する。この場合において、同條第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、同條第一項第一号ロ(1)及び(4)、ハ(3)、第二号イ(1)、第五項並びに第六項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同條第一項第一号ロ(2)から(4)まで、第二号イ(2)及び第三号イ中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同項第一号ハ、第二号ロ及び第三号ロ中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同項第二号ロ(3)及び(4)並びに第三号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から

(各資産の範囲)

第百五十九条 第十五條から第十六條の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一條から第三十一條の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、第十五條から第十六條の二までの規定中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、第二十二條第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第一種中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

(リース取引に関する注記)

第二百二十條 第八條の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同條第一項、第三項及び第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、同條第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、同條第一項第二号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同條第二項中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、同條第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同條第四項中「連結財務諸表

起算して五年を経過した日以降」と、同条第三項及び第四項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(賃貸等不動産に関する注記)

第二百三十九条 第八条の三十第一項(第一号及び第四号を除く。

)、第二項(第一項第二号に係る部分に限る。)、第三項及び第四項の規定は、賃貸等不動産について準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三項中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同号中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、第一項第三号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第三項中「貸借対照表に」とあるのは「中間貸借対照表に」と、同条第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

## 2 「略」

(各資産の範囲)

第二百四十九条 第十五条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、

「とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(賃貸等不動産に関する注記)

第二百三十九条 第八条の三十(第一項第一号及び第四号を除く。

)、の規定は、賃貸等不動産について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同項第三号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

## 2 「同上」

(各資産の範囲)

第二百四十九条 第十五条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、

第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第二百五十条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号に掲げる項目に属する資産のそれぞれについては、同項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる項目に属する資産を含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第四号に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。

5 第一項及び前項の規定にかかわらず、第一項第三号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及び同項第四号に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する資産を一括して表示することができる。

6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第一項第三号及び第四号に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる項目に属する資産を含めて

第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、第二十条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第二百五十条 「同上」

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第四号に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当該資産の金額を注記しなければならない。

(流動負債の区分表示)

第二百六十四条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

「一〇三 略」

四|| リース負債

「五〇八 略」

「二〇四 略」

5|| 第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる項目に属する負債については、同項各号(第四号を除く。)に掲げる項目に属する負債を含めて表示することができる。この場合においては、同項第四号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第二百六十五条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

「一〇二 略」

(流動負債の区分表示)

第二百六十四条 「同上」

「一〇三 同上」

四|| リース債務

「五〇八 同上」

「二〇四 同上」

「項を加える。」

(固定負債の区分表示)

第二百六十五条 「同上」

「一〇二 同上」

三|| リース負債

〔四〇七 略〕

〔二〇四 略〕

5|| 前条第五項の規定は、第一項第三号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(営業外費用の表示方法)

第二百九十三条 〔略〕

2 〔略〕

3|| 第九十三条の規定は、リース負債に係る利息費用について準用する。

(リースに係る収益及び損益の表示方法)

第三百三条の二 第九十八条の三の規定は、ファイナンス・リースに係る販売損益、ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額並びにオペレーティング・リースに係る収益について準用する。

三|| リース債務

〔四〇七 同上〕

〔二〇四 同上〕

〔項を加える。〕

(営業外費用の表示方法)

第二百九十三条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔項を加える。〕

〔条を加える。〕

様式第五号

【貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度 ( 年 月 日)	当事業年度 ( 年 月 日)
資産の部		
[略]		
固定資産		
有形固定資産		
[略]		
使用権資産	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
使用権資産（純額）	×××	×××
[略]		
無形固定資産		
[略]		
使用権資産	×××	×××
[略]		
投資その他の資産		
[略]		
投資不動産	×××	×××
[略]		
投資不動産（純額）	×××	×××
使用権資産	×××	×××
[略]		
[略]		
[略]		
負債の部		
流動負債		
[略]		

様式第五号

【貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度 ( 年 月 日)	当事業年度 ( 年 月 日)
[同左]		
リース資産	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
リース資産（純額）	×××	×××
[同左]		
[同左]		
[同左]		
リース資産	×××	×××
[同左]		
投資不動産（純額）	×××	×××
[同左]		

リース負債 ××× ×××

[略]

固定負債

[略]

リース負債 ××× ×××

[略]

[略]

[略]

(記載上の注意)

[1.・2. 略]

様式第五号の二

【貸借対照表】

(単位： 円)

前事業年度 ( 年 月 日) 当事業年度 ( 年 月 日)

資産の部

[略]

固定資産

有形固定資産

[略]

使用権資産 ××× ×××

[略]

無形固定資産

[略]

使用権資産 ××× ×××

[略]

投資その他の資産

[略]

繰延税金資産 ××× ×××

使用権資産 ××× ×××

リース債務 ××× ×××

[同左]

[同左]

[同左]

リース債務 ××× ×××

[同左]

[同左]

[同左]

(記載上の注意)

[1.・2. 同左]

様式第五号の二

【貸借対照表】

(単位： 円)

前事業年度 ( 年 月 日) 当事業年度 ( 年 月 日)

[同左]

[同左]

[同左]

[同左]

[同左]

リース資産 ××× ×××

[同左]

[同左]

[同左]

リース資産 ××× ×××

[同左]

[同左]

[同左]

繰延税金資産 ××× ×××

[略]

[略]

[略]

負債の部

流動負債

[略]		
リース負債	×××	×××
[略]		

固定負債

[略]		
リース負債	×××	×××
[略]		

[同左]

[同左]

[同左]

[同左]

[同左]

[同左]		
リース債務	×××	×××
[同左]		

[同左]

[同左]		
リース債務	×××	×××
[同左]		

[略]

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 略]

4. ファイナンス・リースの貸主側の場合には、リース債権又はリース投資資産により表示すること。

[5. ・ 6. 略]

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 同左]

4. ファイナンス・リース取引の貸主側の場合には、リース債権又はリース投資資産により表示すること。

[5. ・ 6. 同左]

様式第六号

**【損益計算書】**

様式第六号

**【損益計算書】**

(単位： 円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 年月日	(自 年月日
	至 年月日)	至 年月日)

(単位： 円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 年月日	(自 年月日
	至 年月日)	至 年月日)

[略]

営業外費用		
支払利息	×××	×××
リース負債に係る利息費用	×××	×××

[同左]

営業外費用		
支払利息	×××	×××

[略]

[略]

(記載上の注意)

[略]

様式第十一号

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (円)	当期 増加額 (円)	当期 減少額 (円)	当期末 残高 (円)	当期末減 価償却累 計額又は 償却累計 額(円)	当期 償却額 (円)	差引 当期末 残高 (円)
[略]							
長期前払費用							
<u>使用権資産(投資その他 の資産)</u>							
[略]							

(記載上の注意)

1. 有形固定資産(第23条第1項各号に掲げられている資産)、無形固定資産(第28条第1項各号に掲げられている資産)、長期前払費用、使用権資産(第32条第1項第14号に掲げられている資産)及び繰延資産(第37条第1項各号に掲げられている資産)について記載すること。

[2. ~11. 略]

様式第十三号

【借入金等明細表】

区	分	当期首残高	当期末残高	平均利率	返済期限
---	---	-------	-------	------	------

[同左]

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

様式第十一号

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (円)	当期 増加額 (円)	当期 減少額 (円)	当期末 残高 (円)	当期末減 価償却累 計額又は 償却累計 額(円)	当期 償却額 (円)	差引 当期末 残高 (円)
[同左]							
長期前払費用							
[項を加える。]							
[同左]							

(記載上の注意)

1. 有形固定資産(第23条第1項各号に掲げられている資産)、無形固定資産(第28条第1項各号に掲げられている資産)、長期前払費用及び繰延資産(第37条第1項各号に掲げられている資産)について記載すること。

[2. ~11. 同左]

様式第十三号

【借入金等明細表】

区	分	当期首残高	当期末残高	平均利率	返済期限
---	---	-------	-------	------	------

	(円)	(円)	(%)	
[略]				
1年以内に返済予定のリース負債				—
[略]				
リース負債(1年以内に返済予定のものを除く。)				
[略]				

(記載上の注意)

1. 第49条第1項第3号に規定する短期借入金、同項第4号及び第52条第1項第4号に規定するリース負債、同項第2号及び第3号に規定する長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。第5号において「その他有利子負債」という。）について記載すること。

[2.・3. 略]

4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、財務諸表提出会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース負債を貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース負債については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース負債について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。

5. リース負債、長期借入金及びその他有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

6. [略]

様式第二十四号

【中間貸借対照表】

(単位： 円)

前事業年度

当中間会計期間

	(円)	(円)	(%)	
[同左]				
1年以内に返済予定のリース債務				—
[同左]				
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)				
[同左]				

(記載上の注意)

1. 第49条第1項第3号に規定する短期借入金、同項第4号及び第52条第1項第4号に規定するリース債務、同項第2号及び第3号に規定する長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。第5号において「その他有利子負債」という。）について記載すること。

[2.・3. 同左]

4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、財務諸表提出会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。

5. リース債務、長期借入金及びその他有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

6. [同左]

様式第二十四号

【中間貸借対照表】

(単位： 円)

前事業年度

当中間会計期間

( 年 月 日 )	( 年 月 日 )	( 年 月 日 )	( 年 月 日 )
[略]		[同左]	
負債の部		[同左]	
流動負債		[同左]	
[略]		[同左]	
リース負債	×××	リース債務	×××
	×××		×××
[略]		[同左]	
固定負債		[同左]	
[略]		[同左]	
リース負債	×××	リース債務	×××
	×××		×××
[略]		[同左]	
[略]		[同左]	
[略]		[同左]	
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
[略]		[同左]	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。